

農業次世代人材投資資金(準備型)の交付を受ける上での留意点について

確定申告について

準備型の交付金は、「雑所得」となるので所得税の確定申告が必要です。

(交通費など研修に要した費用があれば、必要経費として収入金額から控除が可能。)

所得税の扶養控除について

親族に扶養されている場合、合計所得金額が38万円を超えると、その扶養から外れます。

(扶養者が給与所得者の場合は、扶養控除を訂正する扶養控除等(異動)申告書を提出。)

人材投資資金の返還について

次に該当する場合は、資金の一部又は全部を返還しなければなりません。

(一部返還)

ア 要件を満たさなくなった、中止、休止に該当した場合(交付済の残りの期間を返還)

イ **研修状況報告を行わなかった場合(報告に係る期間を返還)**

(全額返還)

ア 適切な研修を行っていない場合

イ 研修終了後1年以内に45才未満で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合

ウ 親元就農者が就農後5年以内に農業経営を継承(農地の所有権すべてを移転)しなかった場合

エ 独立・自営就農者が農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合

オ 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、就農を継続しない場合

カ 研修終了後の報告(就農報告、就農状況報告、住所等変更報告)を行わなかった場合



研修終了後の報告について

1 就農報告「別紙様式第14号」

研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告を提出します。

【留意点】

ア 就農日について

・「就農要件」の①～④がすべて揃った日が就農日となる。

イ 添付書類について

・「添付書類」のうち1種類以上のコピーを添付する(本人の氏名、年月日が確認できるもの)。

・通帳は氏名、開設日、取引がわかる面をコピーする。

就農要件	添付書類
①農地の所有権、利用権を有す	農地基本台帳、農地法の許可を受けた契約書、登記など
②農業機械・施設を所有、貸借	売買・貸借の契約書、購入の領収書など
③生産物、生産資材を出荷・取引	資材購入の領収書(納品書・請求書)、農産物の出荷伝票
④経営収支を通帳、帳簿で管理	営農口座の通帳

2 就農状況報告「別紙様式第9-1号」(独立・自営就農)、「第9-2号」(雇用就農)、「第9-3号」(親元就農)

研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告を提出します。

・毎年7月及び1月に作業日誌などの添付書類を添えて農業公社あて郵送する。

・経営開始型の交付を受けている場合は、農業公社と市町村の両方に提出する。

・別紙様式第9-1号の別添2「決算書及び所得証明書の写し」は添付を要しない。

3 住所等変更報告「別紙様式第12号」

交付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届を提出します。